

(別紙) お寄せいただいた御意見と県の考え方・対応

No.	お寄せいただいた御意見	県の考え方・対応
1	<p>小水力発電で電気の地産地消を</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期戦略の目的に「地域利益の最大化と産業集積の加速」をうたっており、素案では風力発電と地熱発電が主に書いてあるが、秋田県には湧水など水が豊富にあり、環境への負荷が少ない「小水力発電で電気の地産地消」についても取り組んで欲しい。 ・秋田県内の豊富な湧水や流水に限らず、上水道の配水池の出口や減圧弁、下水処理施設の放流水などの利活用が考えられ、家庭用電源はもちろん、バッテリーなどに蓄電して農業にも使用すると温暖化効果ガスの削減になり、小水力発電の維持には地元高齢者の雇用にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクトⅠ・取組④では、中小水力発電の導入拡大とともに、電力の地産地消等による地域経済の活性化などにも取り組むこととしており、いただいた御意見を参考に推進してまいります。
2	<p>地域利益の最大化を目指して「発電事業者に課税を」</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者は地方税としては固定資産税しか課税されていないが、固定資産税以外に発電容量、発電量に応じて課税(県税)を求め、それを原資に電気使用量か支払済電気使用料金に応じて県民に還元出来るようにすべき。 ・結果的に秋田県内の家庭用電気使用料金が下がり少子高齢化の解消や移住者の増加につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクトⅢ・取組③では、県産再生可能エネルギーの売電による利益を地域に還元するスキームについて、民間事業者と連携しながら検討することとしており、いただいた御意見を参考に推進してまいります。
3	<p>観光振興への貢献</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・これから新エネルギー発電が増えると秋田県内での電力消費量を大きく上回り、そのような電気を大都市などに送る事が国策として行われているが、国策によって田沢湖に強酸性水が入られ、クニマスを含め「魚の住めない湖」になった事は周知の事実である。今こそ、「生保内発電所の廃止」を第3期戦略に入れてほしい。生保内発電所が廃止(稼働中止)すると田沢湖に玉川の水を流入させる必要がなくなる。 ・結果的に、田沢湖に玉川の水を引き入れている県営発電所2基も稼働できないが、「クニマス回帰」のほうが重要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見について、本戦略にて直接取り組める内容ではないと見受けられますが、関係部局と共有させていただきます。
4	<p>県民の健康、豊かな自然環境、および将来の財政負担の観点から、これ以上の風力発電導入(特に陸上および大規模な洋上風力)に強く反対する。数値目標の達成を優先するのではなく、一度立ち止まり、既存の風力発電による影響(健康被害の実態調査や環境変化)を徹底的に検証することを強く求める。</p> <hr/> <p>県民の健康被害への懸念(低周波音問題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機から発生する低周波音や騒音による不眠、頭痛、めまいなどの健康被害は、全国各地で報告されており、戦略案には「理解の醸成」という言葉が見受けられるが、既に被害を訴えている住民の存在を無視し、さらなる導入を進めることは県民の生命・安全を軽視するものと言わざるを得ない。 ・予防原則に基づき、住宅地に近い場所への設置は即刻中止すべき。 <hr/> <p>取り返しのつかない自然環境・景観の破壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県の誇りである豊かな森林や海岸線の景観は、一度破壊されれば二度と元には戻らず、大規模な風力発電建設に伴う土砂災害のリスク増加や、希少鳥類のバードストライク、海洋生態系への影響など、環境への代償が大きいため、「クリーンエネルギー」の名の下に、地域の生態系を犠牲にすることは本末転倒である。 <hr/> <p>将来的な解体・廃棄コストと県民の税負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の耐用年数は20～25年程度とされているが、事業者が倒産したり、撤去費用を確保していなかった場合、放置された巨大な廃墟の解体・処分費用が、最終的に県民の税金で賄われるリスクが極めて高いと考える。 ・将来の世代に「負の遺産」と「財政負担」を押し付ける現在の計画には断固反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月の国による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。 ・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。 ・国では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)に基づき公募された洋上風力発電事業については、公募占用指針に基づき、廃棄等費用の確保に関して、具体的金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されており、また、その他の風力発電設備(陸上・洋上ともに)についても、2027年度から、設備の解体・撤去や廃棄物処理に要する費用の積立を義務とする「廃棄等費用積立制度」の対象とする方向で検討が進められております。 <p>以上を踏まえて、国の動向等を注視しつつ、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	お寄せいただいた御意見	県の考え方・対応
5	<p>住民説明会もないまま、国の机上プランに従って県民の権利を奪う風力事業は、本当に子や孫のためになるのか。再考をお願いしたい。</p> <p>・3ページの寛容とは、誰から誰に向けての寛容なのか。</p> <p>・風車ブレードの落下事故や死亡事故があっても適切な処理がなく、問題とせず、当事者に沈黙を守らせたのか。また同じところに設置したいのか。</p> <p>・低周波振動による健康被害 低周波振動音などで眠れず睡眠不足でめまいがしたり、血圧の異変が起きたりしていても、それは科学的根拠のないこととして一蹴して終わりなのか。それぞれのお宅の目の前に風車が立っていることを想定していただきたい。夜、静かに休む時間帯にじわじわと身体にしみ込む低周波の振動は耐え難いもので、それが毎日続くのである。今回は洋上風力だが、離岸距離がヨーロッパから見たら目の前であり、浮体式も検討されているが、それでも20kmから30kmである。</p> <p>・県民の夢は、ふるさとの自然を守り、ふるさとの産物をいただき、日本海に沈む夕日を楽しむことである。移住したい街第1位と市役所ホールに横断幕が掲げられているが、移住してきた人は裏切られた思いである。また、BSテレビも視聴できず、手を挙げた一部の人が調整してもらったと聞いている。</p> <p>・低周波の体験教室が子どもたちに向けて開かれていると聞くが、低周波振動の問題は、食物アレルギーや薬アレルギー、電磁波被害と同様、一部の人が発症する。県民の生活を犠牲にして建てた洋上風力発電は大消費地に送られるため、今度は山を削り、木を伐採して巨大な送電鉄塔が建てられている。山の自然を壊し、海の自然を壊していることを理解していただけないか。</p> <p>・洋上風力発電事業者が撤退した理由の一つは資源の高騰だと思うが、レアアースを含め資源の少ない日本は海外に資源を求め、その影で犠牲になっている世界の人々がいる。経済的に潤うのはごく一部で、雇用が増えるという話もされるが、特殊技術者ならば職もあるだろうが、一般的な雇用は一時的なものであって恒久的なものではない。まして、日本海に大きな杭を打ち込んで荒らし、20年、30年後にもとの自然を返していただけなのか。</p> <p>10ページ 第3章 3.2 (2) について</p> <p>・送電網については山々の尾根に巨大な送電鉄塔を建てることについて異議を唱える。</p> <p>・大消費地に送電するため、海底ケーブル、地中ケーブル、さらに山々の尾根から尾根に巨大な鉄塔を築くため、資材運搬用の工事車両の交通の便のため山々の木を切ることになる。緑の部分はCO₂を炭酸同化作用で酸素に変えるから、根っこの部分は保水能力、それぞれの自然の力を知っていながら、伐採する自然に対する畏敬の念も何もなく、熊やそのほかの動物たちの居住をも妨げることになっていると思われる。</p> <p>・地産地消を目指すなら小発電力で十分、巨大な風力発電は不要。</p> <p>13ページ 第4章 4.3 (2) 重点プロジェクトⅡについて</p> <p>・O&Mの観点から海外からの資源、資材調達、技術者も外国人、メンテナンスもどこまで地元の雇用で賄われるのか、県外、外国に流出するのではと懸念される。</p> <p>・また、メンテナンスの点からは、すでに大型化している資材導入のための輸入費用の拡大、メンテナンスのため洋上の現場に行く船の調達から始まり、経費が拡大する一方と推察される。その費用の拡大が私たちの消費料金に上乗せされるのではと思われる。</p> <p>・今の状態でも電気は足りていると思われ、また、日本は世界からみても、省エネ家電、LED、排ガス規制などで、電気自動車などあえて実用化にもならないものを広めようとして、無駄な電気労力を使っている。世界への責任は果たしているのではないか。あえていうなら、世界で戦争をしてCO₂をまき散らしている国々の分の責任をとる必要はないと思う。</p> <p>・日本は地形的にも風力発電はデメリットが多いと思われる。</p> <p>・一番には風の変動が大きく、突風、台風、雷、設備への負荷は昨年5月2日の事故が物語っている。電気の出来高予測も最大風速を想定しての計算ではないか。これ以上市民県民に犠牲を強いる設備を政治の力で進めることに反対の意見を表す。</p> <p>・また、能登地震に現れたように地面の隆起、液状化現象、予測できないことが多くあり、経産省、資源エネルギー庁などの机上の空論にふりまわされるのはもうたくさんである。国交省、環境省などの意見に真摯に耳を傾け、政治的な圧力に県、市も負けないでほしい。ふるさとの自然を守り、豊かな緑を守ってほしい。白神の恵みを汚さないでほしい。</p>	<p>県の考え方・対応</p> <p>・3ページの「寛容」とは、「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（素案）」の基本理念の一つであり、「年齢、性別、国籍、障害の有無など、多様な背景を持つ人々が、お互いの個性、自由な発想を尊重し、誰もが自分らしく活動できる、あたたかい包容力に満ちていること」としています。</p> <p>・令和7年5月2日に新屋浜風力発電所（秋田市）で発生したブレード落下事故の原因については、令和8年1月21日に開催された国の審議会において事業者より報告がありました。国では、その結果を踏まえ、ガイドライン等の見直しや最適な点検技術の検討などの再発防止策に取り組むこととしております。</p> <p>・平成29年5月の国による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとされております。</p> <p>・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。</p> <p>・風力発電の運転保守業務は20年程度の長期にわたるため、継続的な雇用が見込まれております。また、洋上風力発電の導入拡大に伴って創出される雇用は、高度な専門人材に加え、土木建設職や事務職など、様々な職種になることが考えられ、重点プロジェクトⅠ・取組①ではそのような雇用が一時的なものとならないよう、継続した案件形成を推進することとしております。</p> <p>・送電網整備については、電気事業法に基づく認可法人であり、専門的知見と強い事業者間調整機能を有する組織として設立された電力広域的運営推進機関が、自然災害の頻発による大規模停電や脱炭素化の実現という世界的な潮流を背景に、電力ネットワーク強靱化と再エネの主力電源化の実現等のため「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」を策定し、推進しております。</p> <p>・再エネの地産地消については、今後、県内において再エネ電力等が大量に導入される見込みがあることから取り組むこととしております。また、電源種については、風力発電に限らず、様々な電源の地産地消について検討してまいります。</p> <p>・風力発電事業におけるO&M業務については、県内企業の参入が進んでおり、本戦略でも「風力発電事業におけるO&M従事者数」をKPIに設定し、県内企業の更なる参入を促進していくこととしております。また、国では、洋上風力発電における国内調達比率を2040年までに65%とすることを目標としており、今後、部品等の内製化が進んでいくものと考えられます。</p> <p>以上を踏まえて、国の動向等を注視しつつ、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>

No.	お寄せいただいた御意見	県の考え方・対応
6	<p><u>全体的には従来からの国の方針を踏襲したものと見受けられるが、県内においては上記以外にも、潜在的な問題を有した案件があり、それらに対する予防的対処の方針も明示すべきではないか。</u></p> <p>・第3期秋田県新エネルギー産業戦略においては前文にて、「これまでの成果と課題や国の最新動向等を踏まえ」と謳っているが、この間、特にこの1年間で生じた事象（具体的には秋田市における風力発電事故及び洋上風力発電事業者の撤退）を鑑みた文面が見当たらない。</p>	<p>県の考え方・対応</p> <p>・重点プロジェクトⅡ・取組②では、秋田市における風力発電所のブレード落下事故を踏まえ、先進的点検技術の開発や実装に取り組むこととしております。また、重点プロジェクトⅠ・取組①では、洋上風力発電事業における事業者の撤退を踏まえ、円滑かつ遅滞なく運転が開始できるよう、発電事業者や県内企業と緊密に調整を行っていくこととしております。</p>
7	<p><u>世界文化・自然遺産のほか国立・国定公園が多数存在する秋田県では、エネルギー産業戦略においても自然・文化的景観に配慮した政策を明示すべき</u></p> <p>・秋田県の文化財及び自然環境保護に対する意識に疑問がある。</p> <p>・先日開催された「大湯環状列石環境整備検討委員会」の席上でも、委員から「風力発電計画への対応を早め行うべき」との意見や「景観計画」の策定意義を問う意見が出された。</p> <p>・かつての非鉄金属鉱山を中心とした経済構造を、今後は新エネルギー産業で再現しようという計画は『短期の持続可能社会』にすぎない。</p>	<p>・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。</p> <p>以上を踏まえて、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
8	<p><u>3ページにある「基本理念」と「目指す姿」には、他産業や県民の心身に及ぼす影響への言及がない。</u></p>	<p>・ご指摘の「基本理念」と「目指す姿」は、「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（素案）」からの抜粋となっております。</p>
9	<p><u>35ページ 参考資料.2 地域共生の方法について、記載の内容は現在進行している実態と異なっており、秋田県が主体的に、事業者の立地・収支・撤退後の補償も含めた計画への関与に関する記述が足りない。</u></p>	<p>・民間事業の投資判断や事業撤退については、当事者である事業者が検討するものと考えます。 ・事業の終了後（撤退含む）の設備撤去については、適切な対応がなされるよう、県として注視していきます。</p>
10	<p><u>国のエネルギー基本計画に規定されているとおり、建設及び運営に当たっては「国土保全及び環境保全の観点を中心として」の文言を入れていただき、素案の33ページに「環境保全への配慮も重要と考えています。」がすでに挿入されており、この考え方を全体に及ぼすことをお願いしたい。</u></p> <p>・昨今の再生エネルギーの導入に当たっては、国土保全及び環境保全についての県民の懸念が指摘されている。 ・鹿角市の風力発電の予定地は標高900m前後の奥羽山脈の尾根部の自然環境が豊かな山岳地帯であり、イヌワシやクマタカの猛禽類やカモシカ生息地であり、米代川の源流部でもある。 ・加えて、廃鉱となった花輪鉱山の真上となっており、このような現場の状況を徹確に把握して、危険なものは、中止するなど、撤退する場合について規定されたい。</p>	<p>・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。</p> <p>以上を踏まえて、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
11	<p><u>「事業の説明会などは、誠心誠意おこない、県民の理解を得なければならない。」を各事業実施の前提としていただきたい。</u></p> <p>・鹿角市の風力発電での説明会では、道路の建設、森林の伐採などに関して事実と反する説明が見られた。</p>	<p>・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。</p> <p>以上を踏まえて、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
12	<p><u>「新屋浜風力発電所におけるブレード破損事故について」など事故分析と対策、各再生エネルギーの稼働率、地域経済の振興の事例など実績などを記載していただきたい。</u></p> <p>・産業戦略も三回目となっており、いろいろなデータがすでにあると思う。県民の理解を得るために、実績を説明していただきたい。</p>	<p>・令和7年5月2日に新屋浜風力発電所（秋田市）で発生したブレード落下事故の原因については、令和8年1月21日に開催された国の審議会において事業者より報告がありました。国では、その結果を踏まえ、ガイドライン等の見直しや最適な点検技術の検討などの再発防止策に取り組むこととしており、こうしたことを踏まえ、重点プロジェクトⅡ・取組②で先進的点検技術の開発や実装に取り組むこととしております。 ・本戦略は、地域経済の持続的発展と新たな産業の創出のため、再生可能エネルギーの導入拡大や関連産業の振興等の取組の方向性を定めることを目的としており、県民の理解促進については、個々の事業を通じて取り組んでまいります。</p>
13	<p><u>再生可能エネルギーのリスクについては分析と対策を記載していただきたい。</u></p> <p>・かつて原子力発電について、事故は、起こらない安全なものであるとの考えのもと、事故などのリスクの検討が表面的には行われていないように見えていた。その反省に立てば、建設時及び管理時の事故の原因の事例研究と、その対策を記載する必要がある。</p>	<p>・各発電設備は、電気事業法に基づいて国が安全基準を定めており、事故があった際には、国において対策等が講じられているものと考えております。</p>

No.	お寄せいただいた御意見	県の考え方・対応
14	<p>計画中の洋上風力発電計画はすべて見直すこと。</p>	<p>県の考え方・対応</p>
	<p>・秋田県沖の計画は離岸距離2k m程度の沿岸風力発電であり洋上風力発電とは呼べず、高い電気代になるだけである。</p> <p>・洋上風力発電事業者が撤退を表明し、このことをまったく反省していない。地域還元率はよくて1～2割程度であろう。第2ラウンドおよび第3ラウンドは長期脱炭素電源オークションの制度が検討中であり、ほぼ確定である。原子力発電所や揚水発電・蓄電などの電気代にさらに秋田県の洋上風力発電が、国民の電気代の大きな負担になる。物価高で苦しむ国民生活を犠牲にする。原子力発電は安全対策でもっとお金がかかるはずであり、秋田県の洋上風力発電は電気代を高くするだけである。</p> <p>・三菱商事撤退は、24円/kWhでも赤字であることを示し、実質的に発電にかかるコストは30円/kWhを超えると想定すべきである。この価格レベルであれば、小型水力発電や小型地熱発電のほうが優れているのは明らかである。洋上風力発電一辺倒の推進政策が間違いであることを素直に認めて、地域還元率の高い水力や地熱発電を優先する計画に見直すべきである。</p>	<p>・県では、「エネルギー安定供給」と「カーボンニュートラルの実現」の観点から、再生可能エネルギーの導入を進めて行く必要があるものと認識しており、特に、本県にとって様々な波及効果が期待される洋上風力発電の導入に取り組んでおります。</p> <p>・国の第7次エネルギー基本計画においても、洋上風力発電は「我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた『切り札』である」と位置づけられております。</p> <p>・また、国の洋上風力産業ビジョン（第2次）では、洋上風力発電における国内調達比率を2040年までに65%とすることを目標としており、今後、部品等の内製化が進んでいくことで導入コスト等が低減されていくものと考えられます。</p> <p>・県としては、国の方向性も踏まえ、重点プロジェクトIにて、洋上風力発電だけではなく地熱発電や中小水力発電の導入拡大を推進し、関連産業の振興と地域利益の向上を目指して取り組んで行くこととしております。</p>
	<p>・離岸距離が1～2k mの促進区域は海外で例がなく前代未聞である。景観や風車騒音・低周波音の被害が想定される。すでに既設の陸上風力発電施設でも健康被害がでている。だから反対世論がある。秋田県は将来公害になる可能性があるのに、全く調査もせずに、電気代が高くなる洋上風力発電政策を行うとしたら、県民への裏切り行為である。</p>	<p>・一定規模以上の発電所の建設においては、環境影響評価法にて環境アセスメントと地元理解のための住民説明会が義務づけられており、環境への影響の回避・低減と地元の理解が得られた上で、事業が進められるものと考えております。県としても、発電事業者に対して、関係法令を遵守するとともに、地域住民の理解を得た上で検討を進めるよう伝えております。</p>
	<p>・由利本荘市沖・能代市沖の洋上風力発電の洋上風力発電事業者の撤退は素人でも容易に想定できた。なぜ予測できなかったのか。</p>	<p>・平成29年5月の国による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとされております。</p>
	<p>・洋上風力発電事業者が撤退し、物価高の影響や世界規模の洋上風力発電の逆風もある。FIT/FIPでは対応できず、実質的に赤字にならない長期脱炭素電源オークションの適用を国に県知事の名前で要望したのは何故か？</p> <p>・そのとき、小型水力発電や地熱発電のほうが発電価格が安く、さらに地域還元率が高いことは明白である。地方自治体、県会議員にも説明したのか？県民に説明したのか？</p> <p>・実際計画を作る際に、洋上風力発電の売電価格と地域還元率、地熱発電や小型水力と比較した具体的な数字の根拠も含めて回答を求める。</p>	<p>・発電事業者の撤退要因の分析及び公募制度見直しを含めた事業環境整備については、国の審議会で議論が行われ、昨年12月に方針が示されました。今後、「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂や公募占用指針の策定等が行われる見込みです。</p> <p>・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）に基づく法定協議会では、地元自治体の首長が構成員として参加しており、協議が進められております。</p>
	<p>・長期脱炭素電源オークションはまだ決定ではないが、その方向を県が政策として望むのは間違いではないだろうか？秋田県への地域還元率を考えても、洋上風力発電を見直して水力や地熱にシフトすることが妥当であるのは明らかである。それでも洋上風力発電にのみ力をいれることは利害関係者の優遇ではないか？利害関係者とは発電事業者、金融機関、建設業（洋上は大手ゼネコンが検討）、産学連携の大学、広告料を得ている情報メディアのために洋上推進の政策を選択したといっても過言ではないだろう。利害関係者のためだけに洋上風力発電を推進する形になっているという指摘に対して、具体的に回答を求める。</p>	<p>・令和7年5月2日に新屋浜風力発電所（秋田市）で発生したブレード落下事故の原因については、令和8年1月21日に開催された国の審議会において事業者より報告がありました。国では、その結果を踏まえ、ガイドライン等の見直しや最適な点検技術の検討などの再発防止策に取り組むこととしております。</p>
	<p>・第1ラウンドの協議会において、反対世論や反対署名については全く協議されていないという認識である。特に由利本荘市の沿岸住民は反対であることは明らかである。その認識はあるのか？回答を求める。</p>	<p>以上を踏まえて、国の動向等を注視しつつ、いただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
<p>・風車の安全性の問題もエネルギー政策では重要である。2025年5月2日のブレード破損事故は、国の調査から、落雷による破損であり、これは2018年の本荘マリーナの破損事故の再発と考えられる。事故があった風車は落雷に弱く、関連団体の自主点検項目がザルであることが明白である。目視点検や簡易的な点検をしても見抜けない制度で運用されるのは倫理的に許されない行為であり指導しないのは無作為とあってよいだろう。事故に真摯に向き合って、県独自で、点検をチェックする条例・ガイドラインが必要だろう。安全性の確認が十分でないのに稼働させるのは、まさに人命より経済を優先させる悪しき体質であると思われる。県の態度として問題があるだろう。なぜ既設の陸上風車で落雷履歴のある風車はただちに停止せずに、指導もしないのか？回答を求める。</p>		